

伊丹市消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等指導基準

伊 丹 市 消 防 局

警防課 TEL 072-783-0242

伊丹市消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等指導基準

(目的)

第1条 この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について（平成2年2月6日付け消防消第20号等消防庁消防課長等通達）」に基づき、航空法第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動を有効かつ安全に行うために、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等及びこれらを設置する建築物の屋上構造等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準の用語の定義は、消防法、消防法施行令、建築基準法、建築基準法施行令、航空法及び航空法施行規則の例によるもののほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 緊急離着陸場とは、災害活動に際し、航空法第79条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で消防機関等のヘリコプターが離着陸する場所をいう。
- (2) ホバリングとは、ヘリコプターが救助又は物資供給のため一定の高さの空中で停止することをいう。
- (3) 緊急救助用スペースとは、ホバリングによる救助活動等が可能な要件（障害物のないこと、広さ、必要な設備等）を備えた建築物の屋上スペースをいう。
- (4) 高度医療施設とは、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生労働省医政局長通知）に定める救命救急センター及びこれらに準ずる医療機関をいう。
- (5) 緊急用ヘリコプターとは、航空法第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動を行うヘリコプターをいう。

(設置対象物及び設置区分)

第3条 ヘリコプターが着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面が確保されている建築物にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場及び緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸場等」という。）を設置する。

- (1) 軒高31メートルを超え45メートル以下の建築物で、非常用エレベーターが設置されている建築物
緊急救助用スペース R
- (2) 高度医療施設
緊急離着陸場 H

(進入表面及び転移表面（別図1から別図3参照）)

第4条 ヘリコプターが着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面は、次の各号に掲げるすべてに該当すること。

- (1) 進入区域の長さを500メートル、幅を着陸帯から500メートル離れた地点で200メートルとした場合の進入表面を、原則として直線の2方向に設定すること。ただし、進入表面を直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が

設定できる。

- (2) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は5分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (3) 転移表面は、勾配を1分の1以下、高さを45メートルとし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (4) 着陸帯及び緊急救助用スペースから10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯（灯火は、航空赤の不動光で、光源は光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるもの。光度は、10カンデラ以上。）を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい場合は、蛍光塗料を塗色する等夜間視認処置を施すこと。
- (5) 緊急救助用スペースについて前各号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できる。

（緊急離着陸場の設置基準）

第5条 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置すること。

(1) 着陸帯

ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。ただし、屋上の形状等により、前記の広さの確保が困難な場合は、付近に有効な待避場所が確保できるものに限り、一辺のみ15メートル以上とすることができる。

イ 着陸帯には、黄色の蛍光塗料又はビーズ入りトラフィックペイントで着陸区域の境界線、着陸帯標識及び最大荷重標識を別図4及び別図5に基づき表示すること。

ただし、これによらない場合は別途協議すること。

ウ 緊急離着陸場の床面に必要な強度は、9トン以上（ヘリコプターの全備重量の2.25倍の荷重が短期的に掛かるもの）として設計すること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式とし、滑り防止措置を講ずること。

なお、プラットホーム式とする場合は、グレーチング等上下方向に風の通過する床材料の使用は避けること。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

ア 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で、着陸区域照明灯（灯火は、航空可変白の不動光で、配光は、着陸区域の全面を照明し、照明された着陸帯の中心おける水平面照度が10ルクス以上。）を設置すること。

イ 着陸区域の境界線の中心から外側に1.5メートル以内に境界灯（灯火は、航空可変白又は黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から見えるもの。光源は、10カンデラ以上。）を等間隔に8個以上設けること。また、境界灯は、原則として埋込型とすること。

ウ 非常電源として、連続4時間以上の電源供給が可能な自家発電設備を設置すること。

エ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作及び待避場所付近に設けた操作盤によ

り、必要時に点灯でき、かつ、防災センター等で点灯が確認できるものであること。
オ 非常電源からの配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、耐火構造で造った主要構造部に埋設すること。ただし、非常電源装置が屋上に設置されている場合は、この限りでない。

(3) 脱落転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落又は消防隊員若しくは要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。

ア 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること。

イ 構造は、高さ40センチメートル以上の手すり壁、柵若しくは金網又は長さ1メートル以上の勾配5分の1以上の傾斜床とすること。

(4) 燃料流出防止施設

緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口への流入を防止するため、次の基準により燃料流出防止施設（ためます、側溝等）を設置すること。

ア ためます等の貯油量は、1,000リットル以上とすること。

イ ためます等を2ヶ所以上設置する場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

(5) 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避するための場所を次の基準により設けること。

ア 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

イ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。

ウ 待避場所には、別図6に示す待避標識を表示するとともに、ゼブラマーク等により区域を表示すること。

エ 待避場所の面積は、おおむね50平方メートル以上とすること。

(6) 消防用設備等

緊急離着陸場の付近には、消火設備及び連結送水管を設置すること。

ア 消火設備は泡消火設備又は粉末消火設備のいずれかとし、消防法令の基準に適合させること。

イ 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース（径65ミリメートル×20メートル）2本以上及び噴霧切替ノズル（口径23ミリメートル）1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。

(7) 連絡装置

前号イの放水口の付近に、防災センター等と連絡できる非常電源を有するインターホン等の連絡装置を設置すること。

なお、非常電話を連絡装置とするときは、消防法施行令第24条に定める放送設備の起動装置としないこと。

（緊急救助用スペースの設置基準）

第6条 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置すること。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースは、黄色の蛍光塗料又はビーズ入りトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線及びRの標識を別図4に基づき表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式とし、滑り防止の措置を施すこと。

なお、プラットホーム式とする場合は、グレーチング等上下方向に風の通過する床材量の使用は避けること。

(イ) 最大縦横勾配は、消防活動に支障とならない程度とすること。

(2) 夜間照明設備

前条第2号を準用する。

(3) 脱落転落防止施設

前条第3号を準用する。

(4) 待避場所

前条第5号を準用する。

(5) 連絡装置

前条第7号を準用し、同号中「前号イの放水口の付近」とあるのは「待避場所付近」と読み替える。

(屋上出入口の構造等)

第7条 屋上出入口は、次の各号に掲げる基準による構造とすること。

(1) 緊急離着陸場等へ至る経路は、原則として段差を設けないこと。

(2) 避難階段、非常用エレベーター等と有効に通じていること。

(3) 扉は、内側及び外側から非常解除できる構造とし、内側に別図6に示す案内標識を掲出すること。

(4) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(5) 高度医療施設の場合は、担架が通行できるように必要な幅員を確保すること。

(排煙排出口の位置)

第8条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

(非常用エレベーター)

第9条

(1) 非常用エレベーターが設置されている建物は、原則として1基以上の非常用エレベーターを屋上に着床させること。

(2) 高度医療施設に設置する非常用エレベーターは、非常用エレベーターのかごの内寸は担架、ストレッチャー等を収容できる大きさとし、着陸帯から直接又はスロープ等を使

用して、ストレッチャー等が乗り込める構造とすること。

(維持管理)

第 10 条 緊急離着陸場等に係る各施設等については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

(基準の特例)

第 11 条 緊急離着陸場等の設置については、消防長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

(緊急離着陸場等設置届等)

第 12 条

(1) 緊急離着陸場等設計届

緊急離着陸場等を設置するときは、事前協議を行い、着工までに緊急離着陸場等設計届出書（様式第 1 号）2 部（正 1 部、副 1 部。以下同じ。）を消防長に提出すること。

なお、緊急離着陸場等設計届出書には、次に掲げる図面を添付すること。添付図面は、努めて A 3 版とすること。

ア 配置図（1/500 以上）

イ 各階平面図（1/500 以上）

ウ 進入表面及び転移表面の断面図（建築物の屋上内に係るもの 1/200 以上及び全体図 1/2, 500 以上）

エ 進入表面及び転移表面の断面図（建築物の屋上に係る部分 1/200 以上）

オ 夜間照明設備、緊急離着陸場の消防用設備等及び連絡装置の配置図（照明設備照度計算及び非常電源連続運転計算書を添付）

カ 緊急離着陸場における着陸床面強度計算書

(2) 緊急離着陸場等設置届

緊急離着陸場等の設置を完了したときは、緊急離着陸場等設置届出書（様式第 2 号）2 部を消防長に提出し、届出者又は代理人の立ち会いの下必要な検査を受けること。

(3) 緊急離着陸場等届出事項変更届

緊急離着陸場等の設置後、本設置指導基準に係る事項及びその他運用上必要な変更点が生じる場合は、事前協議のうえ、緊急離着陸場等届出事項変更届出書（様式第 3 号）2 部を消防長に提出すること。

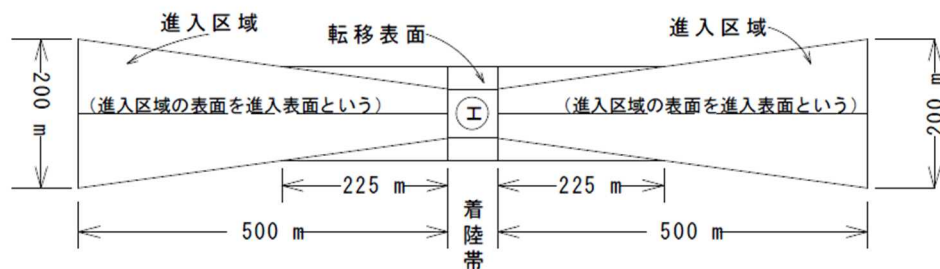
なお、緊急離着陸場等届出事項変更届出書には、変更に係る図面等（配置図、平面図、断面図等）を添付すること。

附 則（令和 7 年通達第 8 号）

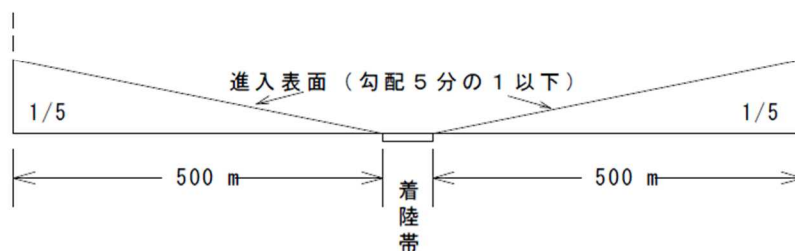
この基準は、令和 7 年 8 月 12 日から施行する。

緊急離着陸場

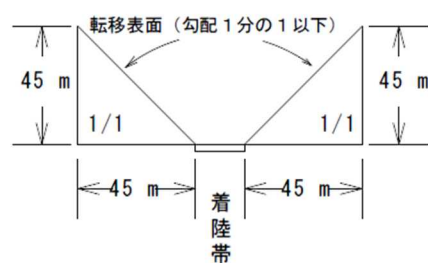
平面図



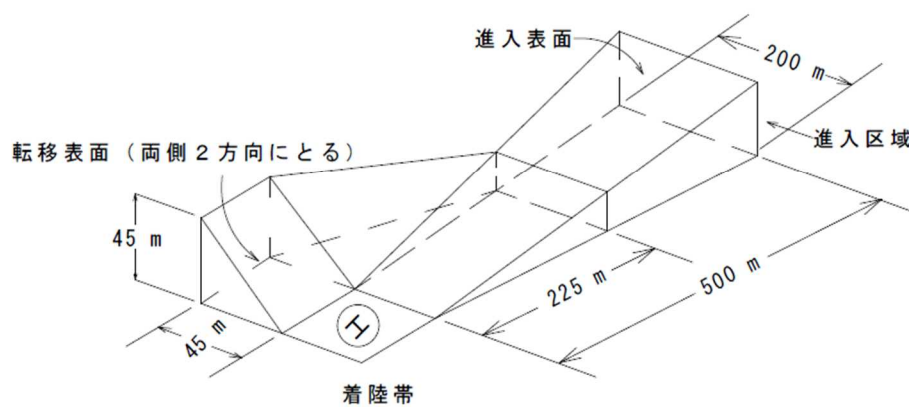
進入表面断面図



転移表面断面図

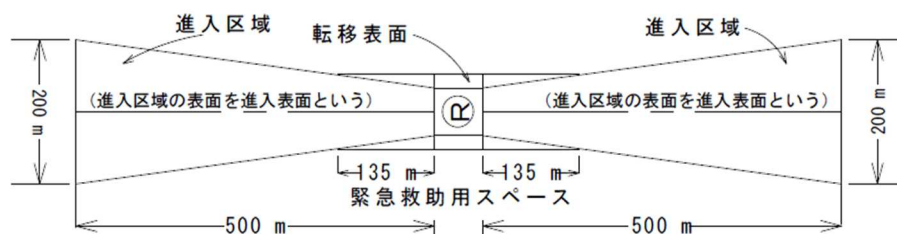


立体図



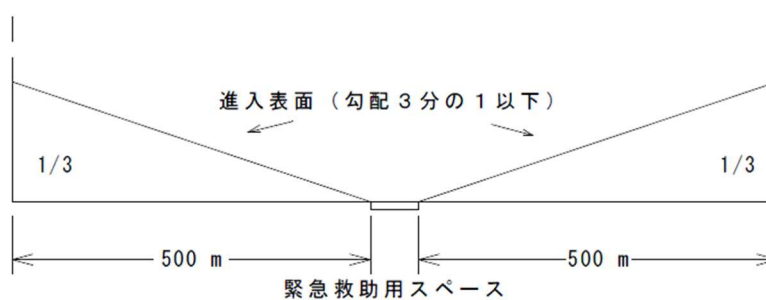
緊急救助用スペース

平面図



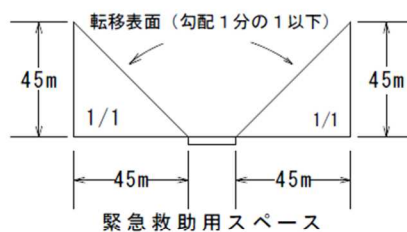
進入表面断面図

垂直上方に
5mまで移行可能

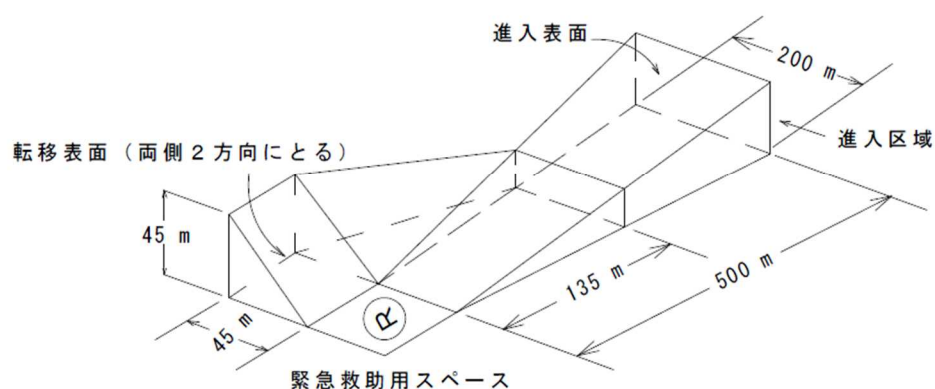


転移表面断面図

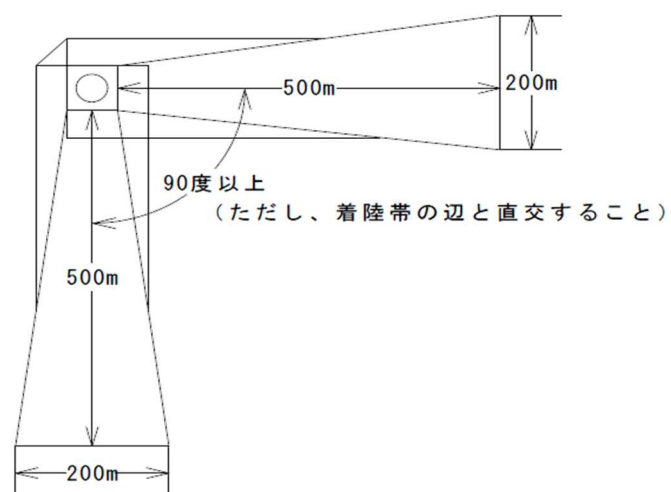
垂直上方に
5mまで移行可能



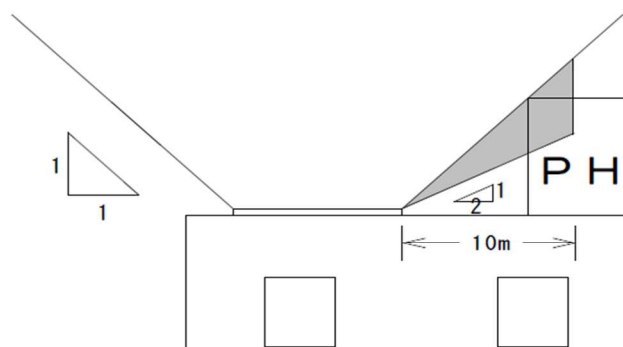
立体図



(1) 進入表面が直線にとれない場合

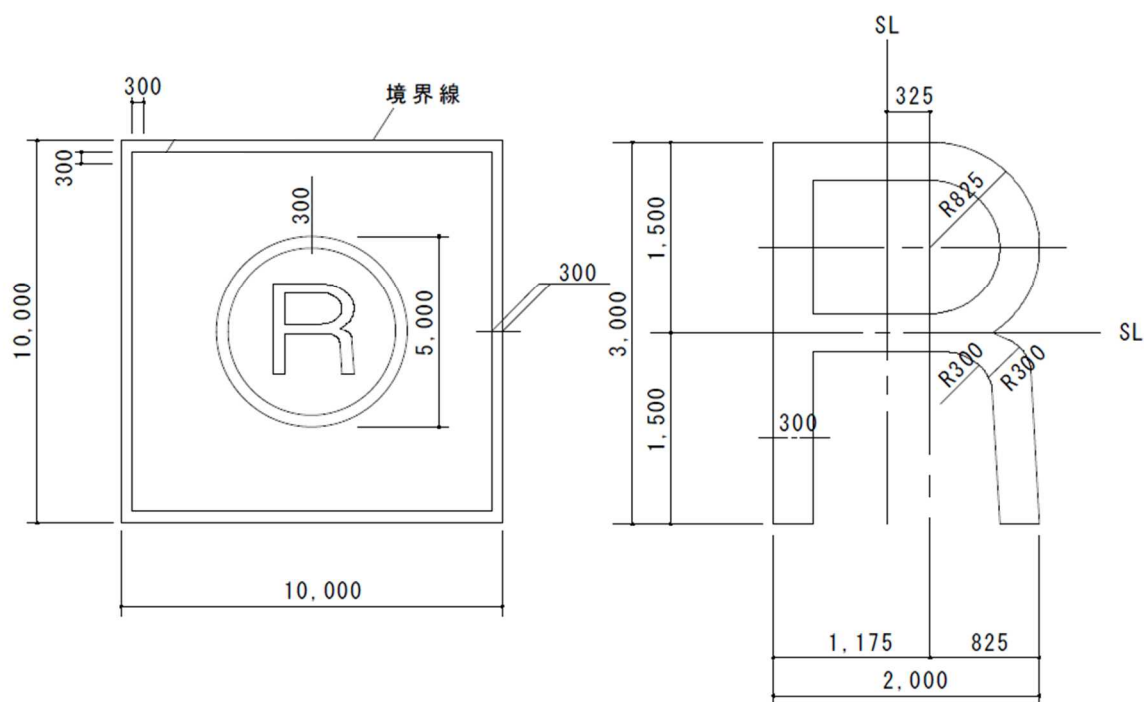
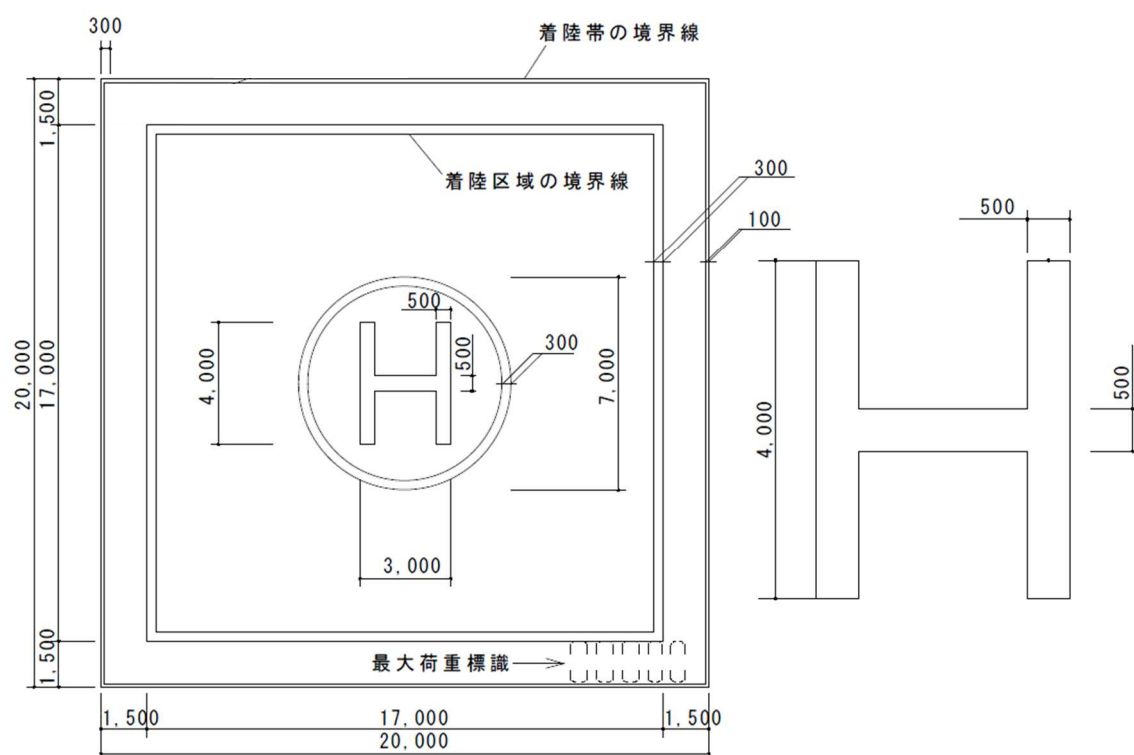


(2) 夜間視認処置を必要とする物件等



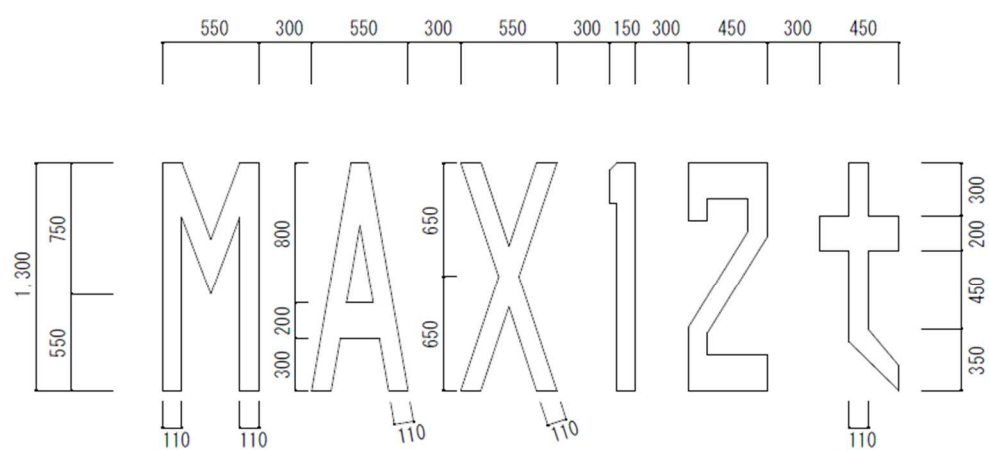
緊急救助用スペースの場合は、転移表面を
垂直上方5mまで移行可能

別図4



単位はmmとする。

最大荷重標識図面



- ※ ・ 単位はmmとする。
 ・ 特記なき線は幅110mmとする。

待 避 標 識

緊急用ヘリコプターが接近した
らこの場所に待機して下さい

- (1) 標識の大きさは、1,250 mm×350 mmとすること
- (2) 標識の材質は問わない。(床に直に記載してもよい。)
- (3) 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること
- (4) 文字の大きさは、75 mm角とし、字体はゴシックとすること
- (5) 枠、文字の幅については問わない。

案 内 標 識

- (1) 原則として白地に文字及び矢印は赤色とする。
(矢印の方向等は、設置する場所に応じて適時変更すること)
- (2) 標識の大きさ、材質及び文字の大きさ、字体等は問わない。
- (3) ホテル等については英文併記が望ましい。

緊急離着陸場「EMERGENCY HELI PORT」

緊急救助用スペース「EMERGENCY RESCUE SPACE」

※ 緊急救助用スペースの場合は、「ヘリコプター緊急救助用スペース」と表示すること

ヘリコプター緊急離着陸場



様式第 1 号

緊 急 離 着 陸 場 等 設 計 届 出 書

年 月 日				
伊 丹 市 消 防 長 様				
届出者 住所 電話 氏名				
種 別	緊急離着陸場 H		緊急救助用スペース R	
名 称				
所 在 地	伊丹市			
設 計 者 名 称 ・ 所 在 地	TEL ()			
施 工 者 名 称 ・ 所 在 地	TEL ()			
建 築 物 構 造 ・ 規 模 等	用 途		構 造	
	面 積	建 m ² ・ 延 m ²		
	階 数	地上 階、地下 階、PH 階		
	軒高さ	m	最高高さ	m
屋上に通ずる階段数 () 屋上扉の施錠方法：内 () 外 ()				
非常用 E V 設置数 () 屋上着床の有無： 無 ・ 有 () 基				
H・R床面構造等	構造 () ・ 大きさ () m × () m ・ () t 耐圧			
脱 落 転 落 防 止	手摺・袖壁・金網・傾斜床		待避場所面積	m ²
着 陸 区 域 照 明 設 備	照明灯数		機種 () ・ 光度 () cd ・ 使用電球 () w	
	境界灯数		機種 () ・ 光度 () cd ・ 使用電球 () w	
消 防 用 設 備 等	() 消火設備 (基) ・ 連送放水口 (口) ・ 連絡装置種別 ()			
その他設置設備				
竣工予定年月日	年 月 日 予定			

緊急離着陸場等設置届出書

伊丹市消防長様					年 月 日	
届出者 住所 電話 氏名						
種 別	緊急離着陸場 H			緊急救助用スペース R		
名 称						
所 在 地	伊丹市					
設 計 者 名 称・所在地	TEL ()					
施 工 者 名 称・所在地	TEL ()					
建 築 物 構 造・規 模 等	用 途			構 造		
	面 積	建 m ² ・ 延 m ²				
	階 数	地上 階、地下 階、PH 階				
	軒高さ	m		最高高さ	m	
屋上に通ずる階段数 () 屋上扉の施錠方法：内 () 外 ()						
非常用EV設置数 () 屋上着床の有無： 無 ・ 有 () 基						
H・R床面構造等	構造 () ・ 大きさ () m × () m ・ () t 耐圧					
脱 落 転 落 防 止	手摺・袖壁・金網・傾斜床			待避場所面積	m ²	
着 陸 区 域 照 明 設 備	照明灯数		機種 () ・ 光度 () cd ・ 使用電球 () w			
	境界灯数		機種 () ・ 光度 () cd ・ 使用電球 () w			
消 防 用 設 備 等	() 消火設備 (基) ・ 連送放水口 (口) ・ 連絡装置種別 ()					
その他設置設備						
防災センター等緊急連絡先：() 電話						

緊急離着陸場等届出事項変更届出書

年 月 日 伊 丹 市 消 防 長 様 届出者 住所 電話 氏名		
種 別	緊急離着陸場 H	緊急救助用スペース R
名 称		
所 在 地	伊丹市	
変 更 事 項		
変 更 理 由		
添 付 書 類		